

提出日：平成28年11月7日

担当部・課：財務部市民税課〔内線：3091〕

健康部保険年金課〔内線：2332〕

① 件名
軽自動車税における環境性能割及び特例適用利子等に係る新たな分離課税区分について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 自動車による環境負荷の低減を図るため、環境性能に優れた自動車の普及等を促進する税制上の仕組が必要であるとする観点から、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、自動車取得税の廃止に伴い自動車税及び軽自動車税の環境性能割が創設された。</p> <p>また、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た利子及び配当に係る個人住民税については、日台民間租税取決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税が出来なくなることから、申告する義務を課すための新たな申告分離課税の区分が設けられたもの。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法（昭和25年法律第226号） 2 所得税法（昭和40年法律第33号） 3 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 4 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号） 5 宮城県県税減免条例（昭和35年条例第14号） 6 石巻市市税条例（平成17年4月1日条例第55号） 7 石巻市市税条例施行規則（平成17年4月1日規則第51号） 8 石巻市国民健康保険税条例（平成17年4月1日条例第59号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、宮城県県税減免条例の一部を改正する条例、所得税法等の一部を改正する法律 公布 （平成29年4月1日施行）</p> <p>5月25日 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令 公布 （平成29年1月1日施行）</p> <p>7月 1日 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 公布 （平成29年1月1日施行）</p>

⑤ 主な内容

地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律が公布・施行されることに伴い、石巻市市税条例及び市税条例施行規則の一部を改正するもの。

・自動車税関係

自動車取得税の廃止に伴い、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を創設。

- ・ 税率は燃費基準値達成度等に応じて決定し、4段階を基本とする。
- ・ 新車、中古車を問わず対象とする。
- ・ 税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。
- ・ 軽自動車税環境性能割の課税主体は市であるが、当分の間、県が賦課徴収等を行う。
(県は納付月の翌々月の末日までに市に払込む。市は徴収金の5%を徴収取扱費として県に払込む。)
- ・ 自動車税環境性能割について、徴収費5%を除いた額の65%を自動車税環境性能割交付金として市町村へ交付。(県：35%・市町村：65%)

※軽自動車税環境性能割税率

	区 分 課税標準は取得価格 免税点は50万円	税 率	
		自家用	営業用
乗 用 車	電気自動車等 H32 燃費基準+10%達成	非課税	非課税
	H32 燃費基準	1.0%	0.5%
	H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%

	区 分 課税標準は取得価格 免税点は50万円	税 率	
		自家用	営業用
貨 物	電気自動車等 H27 燃費基準+20%達成	非課税	非課税
	H27 燃費基準+15%	1.0%	0.5%
	H27 燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の車	2.0%	2.0%

・特例適用等利子・配当関係

- ア 特例適用利子等及び特例適用配当等を有する者に対しては、他の所得と区分（分離課税）し個人市民税の所得割を課するもの。(税率：5% うち市3%・県2%)
- イ 国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」を含める。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。
自動車取得税交付金に代わり、環境性能割交付金が交付される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても平成28年度に同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

平成28年12月 市議会第4回定例会に議案を提案。
(特例適用利子・配当関係施行予定日：平成29年1月1日、軽自動車税関係施行予定日は公布の日)

⑨ その他

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期は消費税10%段階の措置であり、現在、国会において、導入時期の延長法案が審議中である。なお可決された場合は平成31年10月1日に延期される予定である。